

「福祉人材バンク運営事業に関する個人情報取扱業務概要説明書」

浜松市社会福祉協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、福祉人材バンク運営事業（以下「本事業」という。）にかかわる個人情報の種類等についての規定は、次のとおりとする。

<p>個人情報の種類 （本事業にかかわって取得・利用する個人情報）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・求職者本人が求職票、又は求人者が求人票に記載した事項 ・本事業担当者が相談により把握した求職票または求人票に記載した事項 ・その他本事業実施に当たって取得した個人を識別できる事項
<p>個人情報の利用目的</p>	<p>・社会福祉事業等における人材の確保を図るため、求人及び求職の申し込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんする業務（職業紹介業務）</p>
<p>個人情報の利用・提供方法</p>	<p>上記の求職票または求人票は、本事業責任者の管理のもとに保管するとともに、コンピュータ等に入力し上記利用目的に沿った利用を行う</p> <p>(1) 内部での利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求人者と求職者の雇用関係成立のためのあつせん ・相談業務等 ・求人者本人及び求職者本人への研修会、講習会等の案内の送付 <p>(2) 外部への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録されている求職者を就業希望条件に合致した求人者に紹介する ・登録されている求人者へ求職者情報を提供する（あらかじめ求職者の同意を得た場合に限る） ・来所またはインターネット求職者に対する求人情報の提供（求人者の連絡担当者を含む）（あらかじめ求人者の同意を得た場合に限る） ・他の職業紹介機関等への求人者または求職者情報の提供（あらかじめ本人の同意を得た場合に限る）
<p>その他の情報</p>	<p>(1) 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介担当者とする。個人情報の保護責任者は、職業紹介責任者とする。</p> <p>(2) 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う(1)に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、すくなくとも5年に1回は、職業紹介責任者講習を受講するものとする。</p> <p>(3) 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実の基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。</p> <p>また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。</p> <p>(4) 求職者の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があったばあいについては、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。</p>
<p>個人情報保護責任者</p>	<p>浜松市社会福祉協議会 福祉人材バンク所長</p>
<p>本事業における苦情解決責任者</p>	<p>浜松市社会福祉協議会 福祉人材バンク所長</p>